

社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則（規則第四十四号）（こども  
家庭課）

一 改正の要旨

租税特別措置法の一部改正に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十七年七月一日